

泉大津市留守家庭児童会運営業務委託事業者募集要領

1. 趣旨

この要領は、泉大津市（以下、「本市」という。）において、保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした留守家庭児童会を運営する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

泉大津市留守家庭児童会運営業務委託

(2) 履行場所

留守家庭児童会名	所在地
戎仲よし学級	泉大津市河原町 3-7
旭仲よし学級	泉大津市昭和町 2-27
穴師仲よし学級	泉大津市我孫子 1-12-10
上條仲よし学級	泉大津市東助松町 3-13-1
浜仲よし学級	泉大津市小松町 5-6
条東仲よし学級	泉大津市千原町 2-12-1
条南仲よし学級	泉大津市宮町 9-1
楠仲よし学級	泉大津市我孫子 2-4-7

(3) 業務内容

別紙「泉大津市留守家庭児童会運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

5 年間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで）

(5) 予算額

1,256,757,000 円（令和 8 年度：245,574,000 円、令和 9 年度：247,054,000 円、令和 10 年度：250,415,000 円、令和 11 年度：253,932,000 円、令和 12 年度：259,782,000 円）を上限とする。消費税については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条及び別表第 2 第 7 号ロの規定に基づき非課税とする。

また、上限額を超えた提案があった場合、他の評価に関わらず、失格するものとする。

3. 参加（応募）資格要件

- (1) 応募書類提出時点において、本市の令和 7・8 年度の入札参加資格を有しており、過去 5 年以内に児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を運営した実績があること。
- (2) 応募書類提出時点において、日本産業規格に準拠したプライバシーマークの認証を取得していること。
- (3) 応募書類提出時点において、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市が一般競争入札に参加させることができない団体等
- ②本市で、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体等
- ③会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体等
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等（以下、「暴力団等」）
- ⑤国税及び地方税等を滞納している団体等
- ⑥次に該当する者が役員となっている団体等
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - カ 暴力団等の構成員

4. 日程

本件に関する必要書類の提出等の期限等は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 質問受付期間 | 令和7年 6月 2日（月）から
令和7年 6月16日（月）午後5時まで |
| (2) 現場見学会受付期間 | 令和7年 6月 2日（月）から
令和7年 6月12日（木）午後5時まで |
| (3) 現場見学会 | 令和7年 6月13日（金） |
| (4) 質問回答期限 | 令和7年 6月20日（金） |
| (5) 参加表明書提出期限 | 令和7年 6月27日（金）午後5時まで |
| (6) 参加資格審査決定通知日 | 令和7年 7月 4日（金） |
| (7) 企画提案書等提出期間 | 令和7年 7月 4日（金）から
令和7年 8月 1日（金）午後5時まで |
| (8) 辞退届提出期限 | 令和7年 8月 1日（金） |
| (9) 第一次審査結果及び第二次審査実施通知 | 令和7年 8月 8日（金） |
| (10) プレゼンテーション審査（第二次審査） | 令和7年 8月27日（水）予定 |
| (11) 審査結果通知日 | 令和7年 9月 1日（月）予定 |

5. 現場見学会

下記の日程で、各仲よし学級の現場見学会を実施する。参加を希望する者は、令和7年6月2日から令和7年6月12日午後5時までに、現場見学会参加申込書（様式1号）を電子メール【件名：現場見学会参加申込書の送付について】により提出すること。現場見

学会に参加を希望する者は、各小学校の正門前に、集合時間に集合すること。集合時間に遅れた場合、現場見学会には参加できないものとする。また、現場見学会において、本プロポーザルに関する質問は一切受け付けない。各施設の設備及び備品等に係る質問については、現場説明会終了後に質疑応答の時間を設けるので、その際に行うこと。

また、現場見学会は、施設設備及び現況の確認のために実施するものであるため、見学会の時間は、仲よし学級の開設時間外であることを理解し参加すること。

留守家庭児童会名	所在地	見学会日時	集合時間	終了時間
旭仲よし学級	泉大津市昭和町 2-27	令和7年6月13 日	午前9時30分	午前10時
穴師仲よし学級	泉大津市我孫子 1-12-10	令和7年6月13 日	午前10時30分	午前11時
上條仲よし学級	泉大津市東助松 町3-13-1	令和7年6月13 日	午前11時30分	正午

※自動車を使用する場合、各小学校の駐車場は使用できないため、近隣のコインパーキング等を参加者で確保し利用すること。駐輪場は利用可能。

※集合時間は厳守すること。万一、集合時間に参集しなかった場合、当該見学会には参加できないものとする。集合場所は、各小学校の正門前とする。但し、公共交通機関を利用し参集する場合で公共交通機関が発行する遅延証明書が提出された場合は、遅延した時間分の集合時間を延長するものとする。

6. 参加表明

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2号）
- ② 申請団体概要書（様式3号）
- ③ 日本産業規格に準拠したプライバシーマークの認証の取得を証明する書類の写し
- ④ ISO9001、ISO14001 または ISO27001 の認証の取得を証明する書類の写し（但し、認証を取得している参加者に限る。

(2) 提出方法

期限までに「14. 書類提出先」へ電子メール【件名：参加表明関係書類の送付について】で送信すること。期限までに送信がない場合、理由の如何に問わず、参加表明書は受け付けないものとする。

また、提出書類の原本は、令和7年6月27日（金）午後5時までに、「14. 書類提出先」へ持参または郵送により提出すること（郵送の場合は、当日の消印有効。）。ただし、持参の場合に限り、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合は、遅延した時間分の提出期限を延長するものとする。原本の提出がない場合、本プロポーザルへの参加承認は取り消すものとする。

(3) 留意事項

持参による提出の受付は、平日午前9時から午後5時までとする。

(4) 参加の承認

参加承認の可否については、令和 7 年 7 月 4 日（金）に参加表明書に記載された E-mail アドレスに電子メールで通知する。

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類及び実施事業に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式 4 号）

(2) 提出方法

電子メール【件名：質問書の送付について】により提出すること。提出の際、ファイルの種類は Word で提出すること。

(3) 回答方法

質問内容及び回答をとりまとめ、質問者を伏せた上で本市のホームページ上で公開する。

また、回答に対する再質問については、それが確認程度のものであったとしても、一切受け付けないものとする。

8. 企画提案

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

※ページ総数は 30 ページ以内とすること。

② 見積書（任意様式）

※積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。

※合計金額は履行期間の総額を記載すること。

③ 事業実績調書（様式 5 号）

※審査において、類似事業の受託件数は本資料をもとに採点する。他の資料に記載があり、本資料に記載がない場合は、採点に加えないことに留意すること。

※事業実績調書には、10 件を目途に事業実績を記載すること。記入欄は、随時コピーし、対応すること。

④ 応募申込書兼誓約書（様式 6 号）

⑤ その他、提案内容の詳細を示す資料（プレゼンテーションで使用するもの）

※人件費、諸経費等の積算根拠、内訳をできるだけ詳細に記載すること。

※消費税については、非課税とする。

※企画提案書は、審査終了後、情報公開請求等があった場合、公開する可能性があることに留意すること。但し、公開する場合は、本市が期限を定め、提案者に公開する内容を確認の上、公開するものとする。期限までに回答がない場合、個人情報に該当すると判断した箇所を除き、全て公開するものとする。

※企画提案書に記載する事項については、契約締結後、確実にかつ積極的に必ず実施すること。

(2) 提出部数

(1)の①～⑤について、各10部（正本1部、副本9部）を、企画提案書・見積書・事業実績調査・応募申込書兼誓約書・その他、提案内容の詳細を示す資料（プレゼンテーションで使用するもの）の順に、フラットファイルに格納し、提出すること。

(3) 提出方法

令和7年8月1日(金)午後5時までに「14.書類提出先」へ郵送または持参により提出すること。（郵送の場合は、当日の消印有効。）

ただし、持参の場合に限り、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合は、遅延した時間分の提出期限を延長するものとする。

(4) 留意事項

- ① 副本9部については、会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ② 参加を辞退する場合は、辞退届（様式7号）を同様の方法で提出すること。
- ③ 用紙は、日本工業規格によるA4判を縦長に用い、10.5ポイント以上のフォントを用いること。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。この場合は、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折り込むこと。
- ④ 企画提案書において、支援員等の配置予定人員を記載する際、下記の表を参考に、配置予定人員を明記すること。

(例)

	配置合計人数	内、支援員配置 予定人数	内、補助員配置 予定人数
戎小学校			
旭小学校			
穴師小学校			
上條小学校			
浜小学校			
条東小学校			
条南小学校			
楠小学校			

9. プレゼンテーション審査（第二次審査）

(1) 実施日

令和7年8月27日（水）【予定】 ※詳細は後日通知

(2) 実施場所

泉大津市役所内会議室【予定】

(3) 実施要領

- ① 概ねプレゼンテーションを20分、質疑応答を15分とする。但し、質疑応答については、延長する場合がある。
- ② 使用する資料は、企画提案書に添付した資料のみとする。企画提案追加資料の提出は認めない。ただし、審査会が必要であると認めたときはこの限りではない。

- ③ プレゼンテーションへの参加者は3名までとし、本事業の主となる担当者（総括責任者等）は必ず参加すること。
- ④ プレゼンテーションの実施の際には、社章等の企業名を特定できるものは身に着けないこと。
- ⑤ プレゼンテーション審査は非公開とする。
- ⑥ 企画提案書等の書類審査（第一次審査）により、プレゼンテーションへの参加を認めない場合がある。
- ⑦ プレゼンテーションを実施する際には、プロジェクター等の機材を使用できるものとする。本市の備品等を使用することも可能とするが、設備の不良等による責任は一切負わないことに留意すること。また、プレゼンテーション審査の際、機材を設置する時間はプレゼンテーションの時間に含めないが、速やかに設置を行うこと。

10. 審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

(2) 審査方法

- ① 本市の庁内関係者で構成する「泉大津市留守家庭児童会運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において審査する。
- ② 第一次審査は書類審査とし、企画提案書等提出書類を点数評価し、それらの合計点の上位3者（合計点が同点の場合はこの限りではない。）を第一次審査通過者として選定する。選定過程において、疑義が生じた場合は、事務局より質問書をメールで送付する。その場合の回答期限は、送付するメールに記載した日付とする。

選定後は、審査結果をメールで各参加者に通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。また、採点基準表については、第一次審査結果発表後に本市ホームページで公表する。

但し、審査に参加する事業者が3者以内の場合についても、第一次審査は実施するものとする。
- ③ 第二次審査において、企画提案書、価格、プレゼンテーションの内容を評価し、合計点数が最も高い事業者1者を優先交渉権者として選定する。

選定後は、審査結果をメールで各参加者に通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。また、採点基準表については、第二次審査結果発表後に本市ホームページで公表する。

また、第二次審査については、企画提案書の提出順に開始するものとする。
- ④ 企画提案が1者であっても審査を行い、評価点が配点合計の6割以上であった場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。
- ⑤ 優先交渉権者との契約協議が成立しなかった場合は、次点であった事業者を新たに優先交渉権者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果について、企画提案書を提出し、第二次審査に参加した事業者に対し、令和

7年9月1日(月)【予定】に通知し、本市のホームページにも同日に掲載する。なお、審査の内容及び結果に対する質問、異議は一切認めない。

1 1. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本実施要領に示す参加要件を欠くこととなった場合

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者と本市が協議を行い、企画提案を受けた内容を基本として、委託業者に係る仕様書を確定させた上で契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約を締結しない。

- ① 優先交渉権者の責めに帰すべき理由により、本市が指定する期日までに契約締結に応じなかったとき
- ② 本要領に違反した場合等、契約相手としてふさわしくないと本市が判断したとき

(2) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出された見積書の範囲内とする。

(3) 契約保証金

泉大津市財務規則(昭和44年規則第7号)第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

1 3. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出期限後において、提出書類の修正又は再提出は認めない。ただし、審査委員会が必要と認めて指示した場合を除く。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 企画提案書及びプレゼンテーション審査等で提案された内容は、実現可能なものとして仕様書に規定されたものとみなす。実現性が低いにもかかわらず提案するようなことはしないこと。
- (6) 企画提案書に、「随時」や「定期的に」等の文言を記載する際は、具体的に1年間、1ヶ月間または1週間に何度以上実施するということを明記すること。また、開始時期も明示すること。

(7) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とする。

1 4. 書類提出先及び問合せ先

泉大津市教育委員会事務局 生涯学習課

住所 〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

電話 0725-33-1131

FAX 0725-33-0670

E-mail seisyounen@city.izumiotsu.osaka.jp